

# 幼児教育の無償化

## 2019年10月からスタート

入園料・保育料  
月額2万5,700円まで無償

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象

※ 給食費や通園費等は対象外  
※ 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚園は月額400円まで無償

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。

預かり保育  
月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動（450円×利用日数）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

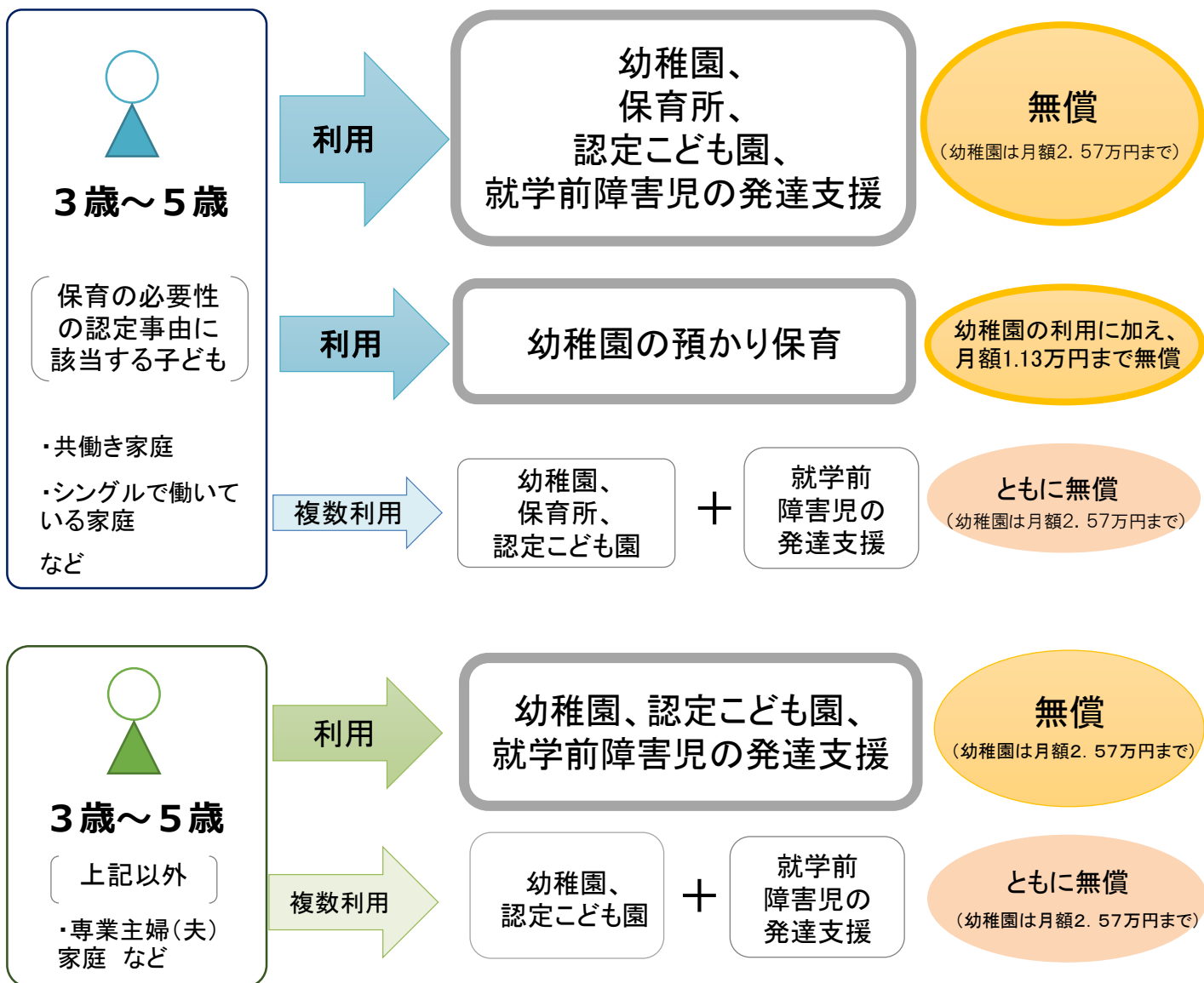
※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

無償化の対象となるには、  
まずは、認定申請書の提出が必要です。

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へ御提出ください。

# 幼児教育・保育の無償化の主な例



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、西脇市から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)と添付書類を御提出ください。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象となります(5年間の猶予期間)。

(注3) 例に記載はありませんが、地域型保育も対象です。また、企業主導型保育事業の標準的な利用料(請求は園にしてください)も対象です。

問合せ先: 西脇市教育委員会 幼保連携課(ようほれんけいか)

TEL: 0795-22-3111(内線1161)

